

群馬県立沼田特別支援学校スクールバス運行業務委託

仕 様 書

群馬県立沼田特別支援学校

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この仕様書は群馬県立沼田特別支援学校長（以下「甲」という。）が委託するスクールバス運行業務（以下「業務」という。）に適用する。受託者は、障害のある児童生徒を送迎するため、個々の児童生徒について、障害、精神状態、病状、行動の予測を把握した上で、「スクールバスの運行について」（別紙）に記載されている事項並びに指定した運行コース、運行時刻等の運行条件を遵守し、安全かつ確実に輸送をすること。

(一般業務)

第2条 本業務の受託者（以下「乙」という。）は、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって正確かつ迅速に業務を実施しなければならない。

(車両管理責任者等)

第3条 乙は業務の履行について、自己の権限を委任し業務を管理させる車両管理責任者を指定し、経歴書（任意様式）を添え甲に通知するものとする。

- 2 乙は、車両を管理する車両管理員について、それぞれ経歴書を添え甲に通知するものとする。
- 3 乙は、車両管理員等の代替要員として業務に従事させる者についても、予め経歴書を添え甲に通知するものとする。
- 4 前各項に規定する経歴書には、氏名、年齢、経歴のほか、第7条第2項に規定する資格、条件を満たすことを明記すること。また、車両管理責任者および車両管理員については、運転免許証の写し、および運転記録証明書を添付すること。
- 5 乙は、車両管理責任者および車両管理員との連絡体制を構築し、その内容を甲に通知するものとする。
- 6 乙は、緊急時、事故発生時等の措置方法について、車両管理責任者および車両管理員等に対する教育を実施し、その内容を甲に通知するものとする。なお、措置方法に係るマニュアル等を作成し、車両に備え付けておくこと。

(車両管理責任者等の遵守事項)

第4条 車両管理責任者および車両管理員は、次の各号を遵守すること。

- (1) 車両管理員は、業務の履行にあたっては、車両管理責任者の指示を受けるとともに甲に連絡を行い業務を行なうものとする。
- (2) 車両管理員は、「運行前点検表」（任意様式）により運行前点検を行わなければならない。また、運行中等で異常が発生した時は、直ちに車両管理責任者またはその代理者に報告するとともに甲に連絡するものとする。
- (3) 車両管理員は、車両の運行中は安全運転および乗車する児童生徒の安全確保に専念し、業務が終了した時は、その旨を速やかに車両管理責任者に報告するとともに甲に連絡するものとする。
- (4) 車両管理責任者は、第7条第1項に規定する「乗務予定表」の変更を行う場合は、事前に甲に連絡するものとする。なお、車両管理員の体調不良等による急遽の変更については、直ちに甲に報告し、代替要員の確保等により業務の履行に支障が無いよう対応すること。
- (5) 車両管理責任者は、甲に対し、次に示す業務履行に関する協議、報告等を行う場合は、原則として書面（電子メール、FAX等を含む、以下同じ）により行うこと。なお、協議、報告等の内容および結果について、速やかに記録を書面により提出し、甲の確認を受けること。
 - ア 児童生徒の安全に係る対応に関すること
 - イ 事故に係る対応（保険、代替車両の手配、事故車両の修理等）に関すること
 - ウ 故障等の車両の異常に係る対応に関すること
 - エ 契約上、甲が負担することとなる費用以外の経費負担に関すること
 - オ 上記ア～エのほか、業務履行に必要な協議、報告等

第 2 章 スクールバス運行業務等

(業務対象車両及び履行場所等)

第 5 条 業務対象車両及び履行場所等は、次の各号のとおりとする。

(1) 業務の対象とする車両

ア 所有者 群馬県

イ 仕様

A車 (宝くじ号)

車両登録番号	初度登録年月	車名	乗車定員	車両総重量
群馬 200 さ 2899	平成 19 年 5 月	日野	29 人	5,025kg
長さ	幅	高さ	型式	燃料の種類
699cm	202cm	258cm	PB-XZB50M	軽油
走行距離(R7.1.10 現在)	タイヤサイズ		備考	
256,171km	215/70R17.5 118/116L			

B車 (ハイエース号)

車両登録番号	初度登録年月	車名	乗車定員	車両総重量
群馬 302 せ 2036	令和元年 6 月	トヨタ	10 人	2,590kg
長さ	幅	高さ	型式	燃料の種類
484cm	188cm	210cm	CBA-TRH219W	ガソリン
走行距離(R7.1.10 現在)	タイヤサイズ		備考	
30,485km	195/80R15 107/105L			

C車 (ぐんまちゃん号)

車両登録番号	初度登録年月	車名	乗車定員	車両総重量
群馬 800 せ 8362	平成 30 年 4 月	ニッサン	24 人	5,290kg
長さ	幅	高さ	型式	燃料の種類
699cm	206cm	263cm	ABG-DHW41	ガソリン
走行距離(R7.1.10 現在)	タイヤサイズ		備考	
75,730km	205/80R17.5 120/118L		車いす移動車	

※乗車定員のうち 2 人は車椅子用のため、実際の座席数は 22 席である。

D車 (ホワイト号)

車両登録番号	初度登録年月	車名	乗車定員	車両総重量
群馬 800 せ 8960	平成 31 年 3 月	ニッサン	24 人	5,240kg
長さ	幅	高さ	型式	燃料の種類
699cm	206cm	263cm	ABG-DHW41	ガソリン
走行距離(R6.1.10 現在)	タイヤサイズ		備考	
69,548km	205/80R17.5 120/118L		車いす移動車	

※乗車定員のうち 2 人は車椅子用のため、実際の座席数は 22 席である。

ウ 付属設備 (C車、D車)

車椅子用リフト

オ 走行距離、燃料消費の見込

車両	運行方面便	登校 (km)	下校 (km)	合計 (km)	運行 日数 (日)	合計 距離 (km)	校外 学習 (km)	走行 距離 (km)	燃費 (km/ ℓ)	燃料 消費 (ℓ)
A車	①片品・川場便	58.6	58.6	117.2	199	23,322	360	23,682	8.8	2,691
B車	②昭和・池田便	41.8	41.8	83.6	199	16,636	360	16,996	6.2	2,741
C車	③みなかみ便	40.9	40.9	81.8	199	16,278	360	16,638	3.9	4,266
D車	④猿ヶ京便	31.1	31.1	62.2	199	12,377	360	12,737	4.0	3,184

※走行距離は(km)未満切捨、燃料消費は(ℓ)未満四捨五入

※走行距離は通学バス運行及び校外学習等バス運行の年間見込み(概算)であり、増減する
場合がある。

- (2) 履行場所
群馬県立沼田特別支援学校通学区管内及び甲の指定する場所
(契約期間中、必要に応じて通学バス停及び運行経路を変更する場合がある。)
- (3) 車両の保管場所
甲乙協議の上で決定するものとする。

(業務内容)

第6条 業務の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 車両の運行業務
 - ア 運行前点検
 - イ 車両の運転
 - ウ 運行時のリフトの操作
 - エ 運行記録等諸帳簿の作成
- (2) 車両運行時における児童生徒の介助に関する業務
 - ア 乗車人数の確認(置き去り防止安全装置の確認を含む。)
 - イ 乗降時の介助(車椅子・チャイルドシートの固定、安全ベルトの装脱着確認を含む。)
 - ウ 運行時の車内介助および安全確認(姿勢保持、健康状態等の確認を含む。)
 - エ 吐物等の応急処理および清掃
 - オ 乗車変更、車内状況、緊急時対応等、業務の履行に必要な学校との連絡
 - カ 介助記録等諸帳簿の作成
- (3) 車両の維持管理
 - ア 燃料補給、油脂等の補給および交換
 - イ 消耗部品の交換等の一般整備
 - ウ 法定点検整備(3か月、12か月)および継続検査(車検)の実施
 - ・車両・法定点検は、法定の時期に実施するものとする。
 - ・継続検査(車検)は、法定の時期に実施するものとする。
- (4) 車両の故障、事故の対応および処理に関する業務
 - ア 故障発見、発生時の連絡、報告
 - イ 事故発生時の連絡、報告および処理
 - ウ 故障、事故時における代替車両等の確保および運行
 - エ 運行中の故障、事故等発生時における乗車児童生徒の安全確保
- (5) 感染症対策について
 - ア 運転終了後に、児童生徒、運転士、介助員他乗員が接触した箇所について、アルコール製剤などによる消毒作業を行うこと。
 - イ 運転士、介助員は感染症対策を講じ、健康管理を行うこと。
- (6) 車両の保険に関する業務
- (7) その他各号に付随する業務

2 車両管理員は、原則として第7条第3項に規定する業務時間内に車両の点検、洗車、清掃、燃

料等の補給を適宜行うものとする。

- 3 乙は、業務の実施に関して、乙の責めに帰すべき事由により、甲および第三者に損害を与えた場合、その賠償の責めを負うものとする。
- 4 車両の保険については次に示す内容を満たす損害賠償保険契約を締結すること。
なお、契約締結後は、その契約内容を示す保険証書の写し等を、速やかに甲に提出すること。

車 両	車両標準価格表による時価額		
対 人	無制限		
対 物	無制限		
搭乗者	1名	1,000万円以上	
	1事故	1,000万円以上	× 乗車定員

- 5 前項による損害賠償保険契約は、契約締結後、運行開始初日の前日から契約期間満了日までを満たす保険期間とすること。

(業務の実施等)

第7条 業務の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、原則として「別紙1 令和7年度群馬県立沼田特別支援学校スクールバス運行計画書」に基づき行うものとする。
なお、乙は、各月ごとの車両管理員等の「乗務予定表」(任意様式)を前月末までに甲に提出するものとする。ただし、4月分については運行がはじまる前日までに提出するものとする。

- 2 車両管理員の人員及びその資格、条件は次のとおりとする。

- (1) 車両管理員 運転士4名

ア 大型自動車運転免許を有し、かつ取得後3年以上であること

イ マイクロバス以上の自動車運転経験が1年以上あること

ウ 交通事故や違反により過去5年以内に免許の取消し又は停止の処分を受けていないこと

エ スクールバスの運転業務に適切な健康状態であること

オ 原則、車両管理員のうち1名は整備管理者の資格を有すること

※ 車両管理員以外の者を整備管理者として選任する場合は、定期的に当該車両の状態を整備管理者に確認させること

- (2) その他の乗務員 介助員4名

ア スクールバスの介助業務に適切な健康状態であること

- 3 業務を実施する時間およびルート等は次のとおりとする。

- (1) 通学バスの運行

ア 運行時間

①登校

A車	7:00~8:55
B車	7:15~8:55
C車	7:25~8:55
D車	7:45~8:55

②下校

A車	15:10~17:00
B車	15:10~16:50
C車	15:10~16:40
D車	15:10~16:20

イ 運行時刻 別紙2のとおり

ウ 運行路線 別紙2のとおり

- (2) 校外施設利用の運行

ア 校外学習等、校外施設利用の運行の場合、原則として、「別紙3 校外学習等予定表」に基づいて運行する。

イ 甲は、「校外学習等予定表」を原則として前月25日までに乙に通知する。

- (3) 介助員の乗務は原則として通学バスの運行のみとする。

- (4) 「スクールバス運行計画書」および前各号の規定にかかわらず、甲の業務の都合、児童生徒の体調または天候等の状況により必要が生じた場合には、甲は、車両管理責任者に通知して運行

日時等の追加または変更ができるものとする。ただし、業務時間の大幅な超過となる場合には、甲乙協議のうえ業務の実施を決定する。

- 4 前項に規定する各運行時間に加え、第6条第2項に規定する業務の実施に必要となる時間を適切に設けること。
- 5 乙は、業務を実施する上で必要となる甲からの業務連絡、学校が実施する研修等について、甲が求める場合には車両管理員等を参加させることとする。
- 6 乙は、障害のある児童生徒への配慮を心がけ、安全な業務の実施に努め、必要に応じて車両管理員等に対しての指導、研修等を行うこと。
- 7 乙および本業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、これは、契約期間中は当然のこと、契約期間終了後においても同様とする。

(経費の負担)

第8条 次の各号に定める経費は乙の負担とする。

- (1) 第6条第4項に定める損害賠償保険の保険料
- (2) 燃料費
- (3) 車両(リフトを含む)の継続検査に係る車検基本料、車検整備料及び代行手数料
- (4) 車両(リフトを含む)の法定点検整備に係る経費
- (5) 車両(リフトを含む)の消耗部品の交換等の一般整備に係る経費

これには以下の経費を含む。

① エンジンオイル等の油脂類の購入、補給、交換に係る経費

※ エンジンオイルの補給は必要に応じて実施し、交換は走行5,000km毎に実施すること。また、10,000km毎にエレメントの交換を実施すること。

② 車両運行に伴う通常使用範囲において消耗し、一定の期間において交換を必要とする部品等の購入および交換に係る経費

※ 上記には夏用および冬用タイヤ、ブレーキ関連消耗部品、バッテリー、ファンベルト・ワイパーブレード等のゴム使用部品、エアフィルター、灯火類を含む

※ タイヤ等に係る特記事項

学校が保有する次の既存品を使用することができる。ただし、既存品が使用により摩耗、破損した場合等の新品の購入および交換等に係る経費は乙の負担とする。

既存タイヤ等の使用開始時期は以下のとおり。

	夏用タイヤ	冬用タイヤ	タイヤチェーン
A車	R 3. 2	R 3. 2	H 1 9. 5
B車	R 1. 6	R 1. 1 2	R 1. 1 2
C車	H 3 1. 4	R 5. 1 2	R 1. 1 2
D車	H 3 1. 3	R 5. 1 2	R 1. 1 2

③ 夏用タイヤと冬用タイヤの交換に伴う、脱着、調整等に係る経費

※ 各タイヤの使用時期は、夏用：4月～11月、冬用：11月～3月を目安とするが、天候等の見通しにより適切な時期に交換を実施すること

④ 洗車、清掃等の業務に必要な用具、消耗品類の購入費

(6) 車両管理員等、業務に従事する者に係る人件費

(7) 車両と学校間の連絡用携帯電話の整備、使用に係る経費

※ 留守番電話機能を有する携帯電話を各車両に1台用意すること。

2 車両の故障、事故およびその修理に係る経費負担については、原則として次のとおりとする。

(1) 乙の負担とするもの

ア 乙による運行時に乙に起因して発生した事故等、乙を原因として代替車両が必要となった場合の代替車両の確保およびその運行に係る経費

イ 事故の処理に係る経費

- ウ 保険手続きに係る経費
- エ 事故による損傷及び事故を原因とする故障の修理に係る経費
- オ 任意保険適用可能な修理に係る経費（適用時の免責額等の一切を含む）
- カ 適切な使用、維持管理を怠る等、乙の責めに帰すべき事由を原因とする故障の修理に係る経費

(2) 甲の負担とするもの

- ア 自動車重量税、印紙代及び自賠責保険料
- イ 車体および車両を構成する重要部品（例：エンジン、トランスミッション、燃料・排ガス装置、エアコン等）の経年劣化による故障の修理に係る経費
- ウ 前号エおよびオ、並びにメーカー保証適用外の故障の修理に係る経費
- エ 児童生徒が通常と異なる使用をした場合等、甲の使用方法が原因で破損した場合の修理にかかる経費
- オ 適切な使用、維持管理によっても予期し得ない等、乙の責めに帰すことのできない事由を原因とする故障の修理に係る経費

(3) 前号の規定により、甲の費用負担とする場合には、乙はその内容および金額を明らかにした書面により甲に対して事前に協議すること。

(4) 前各号の規定にかかわらず、乙の甲に対する経費負担に係る事前協議なき場合についてはすべて乙の負担とする。

(緊急時の対応)

第9条 業務履行中における次の各号に示す緊急事態の発生については、車両管理員等はその場で判断せず、速やかに状況を車両管理責任者に報告するとともに甲に連絡し、その指示を受けて適切な対応をすること。特に車両運行中における場合については、安全な場所に車両を停車させ、乗車する児童生徒等の安全確保を行うこと。

- (1) 事故が発生した場合
- (2) 故障等により運行が継続できない場合
- (3) 大規模地震等の自然災害が発生した場合
- (4) 児童生徒に発作、嘔吐等の体調変化があった場合
- (5) 上記(1)～(4)のほか、安全運行に支障がある場合

第3章 その他

(健康診断)

第10条 乙は、定期的に健康診断を実施し、車両管理員の健康管理に努めるものとする。

(業務実施の準備等)

第11条 乙は、契約締結後速やかに甲との打合せを行い、必要な指示を受けて運行開始の準備を行うものとする。

(疑義)

第12条 この仕様書に記載のない事項、または疑義を生じた場合については、甲乙双方が誠意を持って協議し、決定するものとする。

スクールバスの運行について

<児童生徒への理解と配慮>

(1) 児童生徒の理解

- ① 児童生徒の中には、情緒が不安定な者もあり、その行動には常に気を配ること。
- ② 児童生徒の中には、言葉での意思疎通が困難であったり、不得手であったりする者がいるため、児童生徒との信頼関係を築き、行動の予測や要望の理解ができるように愛情を持って接すること。
- ③ 児童生徒の中には、体調不良を訴えることが困難であったり、不得手であったりする者がいるため、普段の様子と変わりがないか様子を細かく観察すること。
- ④ 児童生徒の中には、てんかん発作をもつ者がいるため、てんかん発作についての理解やその対応について理解するとともに、適切な対応がとれるようにすること。

(2) 衛生面での配慮

- ① 車内を清潔に保つこと。
- ② 学校が用意した救急薬品等の入った救急箱をバスに携帯すること。
- ③ 大小便で汚れる場合があるので、必要に応じ座席に失禁用シートを敷くこと。
- ④ 大小便や血液には、他の児童生徒が触れないようにすること。
- ⑤ バス内での感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等）が拡大しないよう、座席の配慮や車内消毒、換気等を行うこと。

<運行業務>

- (1) 運行前点検を行う。
- (2) 車両の運転を行う。
- (3) 運行記録等諸帳簿を作成し、提出する。
- (4) 学校行事等に伴う運行時刻の変更がないか確認をする。

<車両維持管理業務>

- (1) 燃料補給、油脂等の補給及び交換を行う。
- (2) 消耗部品の交換等の一般整備を行う。
- (3) 法定点検及び継続検査（車検）を実施する。
- (4) 車両の清掃を適宜行う。

<介助業務>

- (1) 児童生徒の乗降時の介助業務を行う。乗車時には児童生徒の検温表を確認し、非接触体温計で検温を行う。
- (2) 児童生徒が乗降する場合は、安全に順序よく乗降できるよう、ステップに立ちその補助をする。
- (3) 乗車した児童生徒を所定の座席に着席させる。（車椅子・チャイルドシートの固定、安全ベルトの装脱着確認を含む）
- (4) 児童生徒の人数及び確実に座ったことを確認し、運転手に出発合図を送る。
- (5) 児童生徒が下車するバス停に到着したら、下車する児童生徒を乗降口まで移動させ、安全に降車させた後、保護者（送迎者）に引き継ぐ。
- (6) バス運行の安全確保に努めるとともに、必要な場合は、運転手に停車の連絡を行う。
- (7) 交通事情やその他の理由でバスが目的地に到着することが遅れる場合は、学校に連絡する。
- (8) 次のとおり、走行中の安全確保に努める。
 - ① 車内で立ったり、移動したりする児童生徒を着席させる。
 - ② シートベルトを着用させる。

- ③ 窓から手を出さないよう、目を配る。
- ④ 健康状態に気を配る。
- (9) パニックに陥った児童生徒をなだめる。
- (10) 簡易なけがの手当をする。
- (11) 失禁や嘔吐等の処理をする。
- (12) 児童生徒の衣服着脱の介助をする。
- (13) 児童生徒の持ち物を管理する。
- (14) 児童生徒が学校から持ち帰ったものを保護者（送迎者）に渡すこと、また、保護者から預かったものを学校に渡すこと。
- (15) 児童生徒の下車後、置き去り防止安全装置や忘れ物の確認をする。
- (16) 児童生徒の下車後、車内の衛生管理に努める。
- (17) 次の場合、学校に連絡し、学校の指示を仰ぐ。
 - ① バス停で保護者（送迎者）がいないとき。
 - ② 児童生徒がトイレを利用したいと願い出たとき。
 - ③ 児童生徒が体調不良を訴えたとき。
 - ④ その他、不測の事態が生じたとき。
- (18) スクールバス運行日報を記録し、必要に応じて児童生徒の行動の詳細を報告する。
- (19) 介助員は常に学校と連絡がつく携帯電話を所持して乗務する。
- (20) 問題が生じた場合は、学校（担当職員等）との話し合いを行い、改善を図る。

<緊急時の対応>

業務履行中における次の各号に示す緊急事態の発生については、乗務員はその場で判断せず、速やかに状況を車両管理責任者に報告するとともに委託者に連絡し、その指示を受けて下記のような適切な対応をすること。

- (1) 交通事故が起きたとき
 - 児童生徒がけがをしていないか確認するとともに、安全確保に努め、速やかに警察及び学校に連絡する（必要に応じて救急車を要請する）。
- (2) 暴風雨雪により通行止めになったとき
 - ① 安全確保に努め、速やかに学校へ連絡するとともに、気象状況や道路状況を確認する。
 - ② 学校に連絡し、指示を仰ぐ（原則として、学校に戻る）。
- (3) 運行途中でバスが故障、又は破損し、運行が困難になったとき
 - ① 安全確保に努め、速やかに学校へ連絡するとともに、代車の手配をする。
 - ② 児童生徒を送迎後、後に文書で報告する。

なお、運行開始前にバスが故障、又は破損し、運行が困難になったときは、①に準じるものとする。
- (4) 大地震（震度5弱以上）が起きたとき
 - ① 速やかにバスを安全な場所に停車させ、学校に現在地を知らせる。
 - ② 運行が可能な場合は、情報収集しながら安全に気をつけて学校の指示を受けて運行する。
 - ③ 運行が不可能な場合は、学校の指示を受けて行動する。
- (5) 児童生徒に発作、嘔吐等の体調変化や著しい問題行動があり、乗車継続に支障があるとき
 - 速やかに安全な場所にスクールバスを停車し、車内の安全を確認後、走行を再開すること。
- (6) 上記（1）～（5）のほか、人為災害等安全運行に支障があるとき
 - 速やかに安全な場所にスクールバスを停車し、車内の安全を確認後、走行を再開すること。

令和7年4月				令和7年5月				令和7年6月				令和7年7月				令和7年8月				令和7年9月							
日	曜	運行	摘要	日	曜	運行	摘要	日	曜	運行	摘要	日	曜	運行	摘要	日	曜	運行	摘要	日	曜	運行	摘要	日	曜	運行	摘要
1	火			1	木	○		1	日			1	火	○		1	金			1	月	○					
2	水			2	金	○		2	月	○		2	水	○		2	土			2	火	○					
3	木			3	土		憲法記念日	3	火	○		3	木	○		3	日			3	水	○					
4	金			4	日		みどりの日	4	水	○		4	金	○		4	月			4	木	○					
5	土			5	月		こどもの日	5	木	○		5	土			5	火			5	金	○					
6	日			6	火		振替休日	6	金	○		6	日			6	水			6	土						
7	月	○	始業式	7	水	○		7	土			7	月	○		7	木			7	日						
8	火	○		8	木	○		8	日			8	火	○		8	金			8	月	○					
9	水	○		9	金	○		9	月	○		9	水	○		9	土			9	火	○					
10	木	○		10	土			10	火	○		10	木	○		10	日			10	水	○					
11	金	○		11	日			11	水	○		11	金	○		11	月		山の日	11	木	○					
12	土			12	月	○		12	木	○		12	土			12	火			12	金	○					
13	日			13	火	○		13	金	○		13	日			13	水			13	土						
14	月	○		14	水	○		14	土			14	月	○		14	木			14	日						
15	火	○		15	木	○		15	日			15	火	○		15	金			15	月		敬老の日				
16	水	○		16	金	○		16	月	○		16	水	○		16	土			16	火	○					
17	木	○		17	土			17	火	○		17	木	○		17	日			17	水	○					
18	金	○		18	日			18	水	○		18	金	○	1学期終業式	18	月			18	木	○					
19	土			19	月	○		19	木	○		19	土			19	火			19	金	○					
20	日			20	火	○		20	金	○		20	日			20	水			20	土						
21	月	○		21	水	○		21	土			21	月		海の日	21	木			21	日						
22	火	○		22	木	○		22	日			22	火			22	金			22	月	○					
23	水	○		23	金	○		23	月	○		23	水			23	土			23	火		秋分の日				
24	木	○		24	土			24	火	○		24	木			24	日			24	水	○					
25	金	○		25	日			25	水	○		25	金			25	月			25	木	○					
26	土			26	月	○		26	木	○		26	土			26	火			26	金	○					
27	日			27	火	○		27	金	○		27	日			27	水			27	土						
28	月	○		28	水	○		28	土			28	月			28	木	○	2学期始業式	28	日						
29	火		昭和の日	29	木	○		29	日			29	火			29	金	○		29	月	○					
30	水	○		30	金	○		30	月	○		30	水			30	土			30	火	○					
				31	土							31	木			31	日										
月間運行計(17 日)				月間運行計(20 日)				月間運行計(21 日)				月間運行計(14 日)				月間運行計(2 日)				月間運行計(20 日)							

令和7年10月				令和7年11月				令和7年12月				令和8年1月				令和8年2月				令和8年3月							
日	曜	運行	摘要	日	曜	運行	摘要	日	曜	運行	摘要																
1	水	○		1	土			1	月	○		1	木			1	日			1	日						
2	木	○		2	日			2	火	○		2	金			2	月	○		2	月	○					
3	金	○		3	月		文化の日	3	水	○		3	土			3	火	○		3	火	○					
4	土			4	火	○		4	木	○		4	日			4	水	○		4	水	○					
5	日			5	水	○		5	金	○		5	月			5	木	○		5	木	○					
6	月	○		6	木	○		6	土			6	火			6	金	○		6	金	○					
7	火	○		7	金	○		7	日			7	水			7	土			7	土						
8	水	○		8	土			8	月	○		8	木	○	3学期始業式	8	日			8	日						
9	木	○		9	日			9	火	○		9	金	○		9	月	○		9	月	○					
10	金	○		10	月	○		10	水	○		10	土			10	火	○		10	火	○					
11	土			11	火	○		11	木	○		11	日			11	水		建国記念の日	11	水	○					
12	日			12	水	○		12	金	○		12	月	○		12	木	○		12	木	○					
13	月		スポーツの日	13	木	○		13	土			13	火	○		13	金	○		13	金	○					
14	火	○		14	金	○		14	日			14	水	○		14	土			14	土						
15	水	○		15	土	○	かがやき祭	15	月	○		15	木	○		15	日			15	日						
16	木	○		16	日			16	火	○		16	金	○		16	月	○		16	月	○					
17	金	○		17	月		振替休日	17	水	○		17	土			17	火	○		17	火	○					
18	土	○	交流運動会	18	火	○		18	木	○		18	日			18	水	○		18	水	○					
19	日			19	水	○		19	金	○		19	月	○		19	木	○		19	木	○					
20	月	○		20	木	○		20	土			20	火		成人の日	20	金	○		20	金		春分の日				
21	火	○		21	金	○		21	日			21	水	○		21	土			21	土						
22	水	○		22	土			22	月	○	2学期終業式	22	木	○		22	日			22	日						
23	木	○		23	日		勤労感謝の日	23	火			23	金	○		23	月		天皇誕生日	23	月	○					
24	金	○		24	月		振替休日	24	水			24	土			24	火	○		24	火	○	修了式				
25	土			25	火	○		25	木			25	日			25	水	○		25	水						
26	日			26	水	○		26	金			26	月	○		26	木	○		26	木						
27	月	○		27	木	○		27	土			27	火	○		27	金	○		27	金						
28	火		群馬県民の日	28	金	○		28	日			28	水	○		28	土			28	土						
29	水	○		29	土			29	月			29	木	○						29	日						
30	木	○		30	日			30	火			30	金	○						30	月						
31	金	○						31	水			31	土							31	火						
月間運行計(22 日)				月間運行計(18 日)				月間運行計(16 日)				月間運行計(16 日)				月間運行計(18 日)				月間運行計(16 日)							

① 片品・川場便 登校

No. 基点	区間距離 (km)	積算距離 (km)	出発 予定時刻
沼田特別支援学校	0.0	0.0	7:00
1 片品村役場	26.0	26.0	7:45
2 尾瀬市場	7.3	33.3	8:00
3 JA利根沼田集荷場	11.8	45.1	8:20
4 川場村社会体育館	5.6	50.7	8:35
5 染谷りんご園	4.9	55.6	8:45
沼田特別支援学校	3.0	58.6	8:55



② 昭和・池田便 登校

No. 基点	区間距離 (km)	積算距離 (km)	出発 予定時刻
沼田特別支援学校	0.0	0.0	7:15
1 アカギホーム	8.3	8.3	7:35
2 発知ふれあい広場	12.1	20.4	8:05
3 あぐりーむ昭和	13.1	33.5	8:35
4 昭和村公民館	6.0	39.5	8:50
沼田特別支援学校	2.3	41.8	8:55



③ みなかみ便 登校

No. 基点	区間距離 (km)	積算距離 (km)	出発 予定時刻
沼田特別支援学校	0.0	0.0	7:25
1 みなかみ町観光会館	20.4	20.4	8:10
2 高日向下バス停	3.5	23.9	8:20
3 セブンイレブンみなかみ上牧店	2.0	25.9	8:25
4 中華たむら	5.3	31.2	8:35
5 後閑駅	1.5	32.7	8:40
沼田特別支援学校	8.2	40.9	8:55



④ 猿ヶ京便

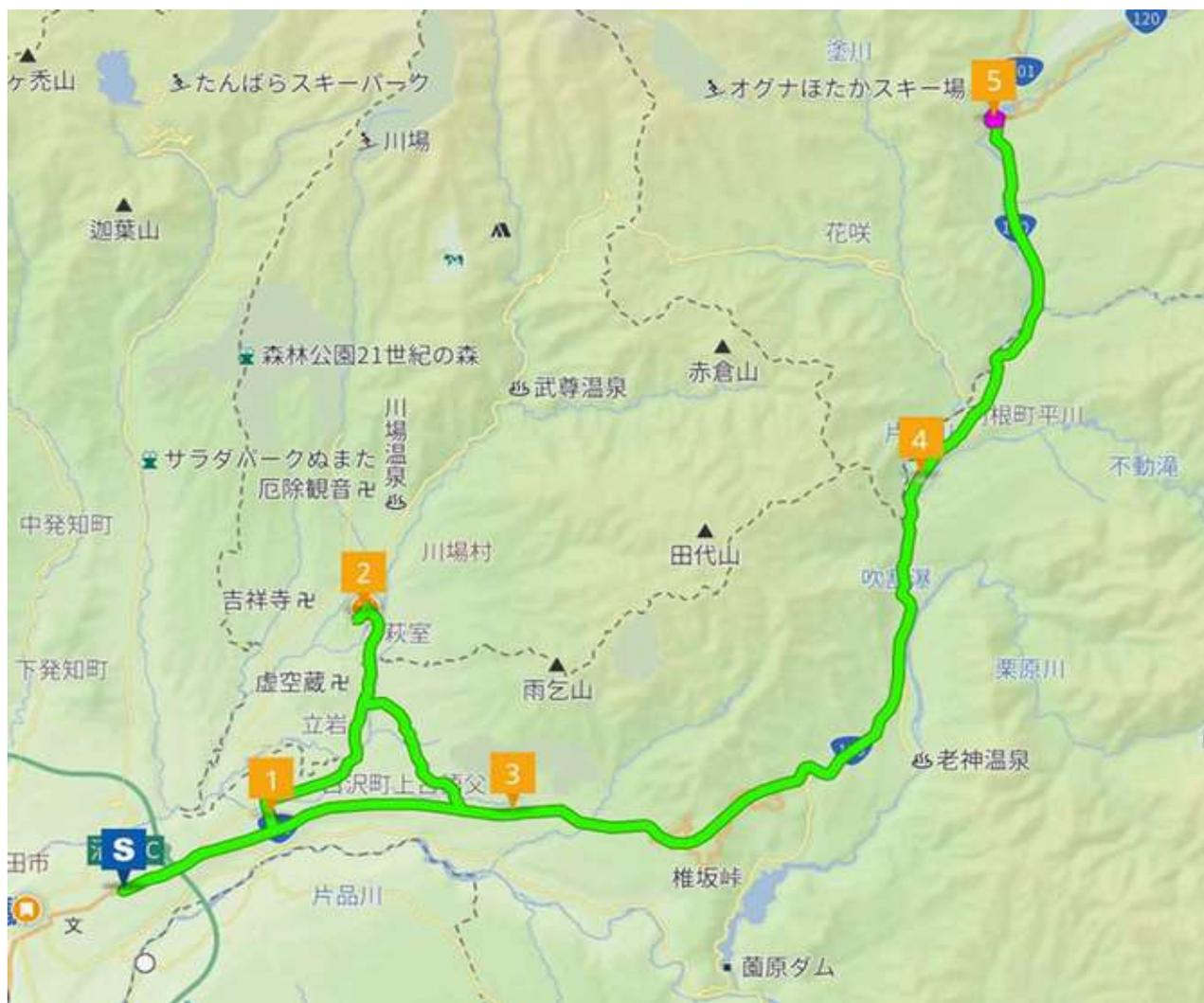
登校

No. 基点	区間距離 (km)	積算距離 (km)	出発 予定時刻
沼田特別支援学校	0.0	0.0	7:45
1 布施	15.5	15.5	8:20
2 まるひろ農園	5.0	20.5	8:30
3 沼田市運動公園	6.1	26.6	8:45
沼田特別支援学校	4.5	31.1	8:55



① 片品・川場便 下校

No. 基点	区間距離 (km)	積算距離 (km)	到着 予定時刻
沼田特別支援学校	0.0	0.0	15:10
1 染谷りんご園	3.0	3.0	15:20
2 川場村社会体育館	4.9	7.9	15:30
3 JA利根沼田集荷場	5.6	13.5	15:40
4 尾瀬市場	11.8	25.3	16:00
5 片品村役場	7.3	32.6	16:15
沼田特別支援学校	26.0	58.6	17:00



② 昭和・池田便 下校

No. 基点	区間距離 (km)	積算距離 (km)	到着 予定時刻
沼田特別支援学校	0.0	0.0	15:10
1 昭和村公民館	2.3	2.3	15:15
2 あぐりーむ昭和	6.0	8.3	15:30
3 発知ふれあい広場	13.1	21.4	16:00
4 アカギホーム	12.1	33.5	16:30
沼田特別支援学校	8.3	41.8	16:50



③ みなかみ便 下校

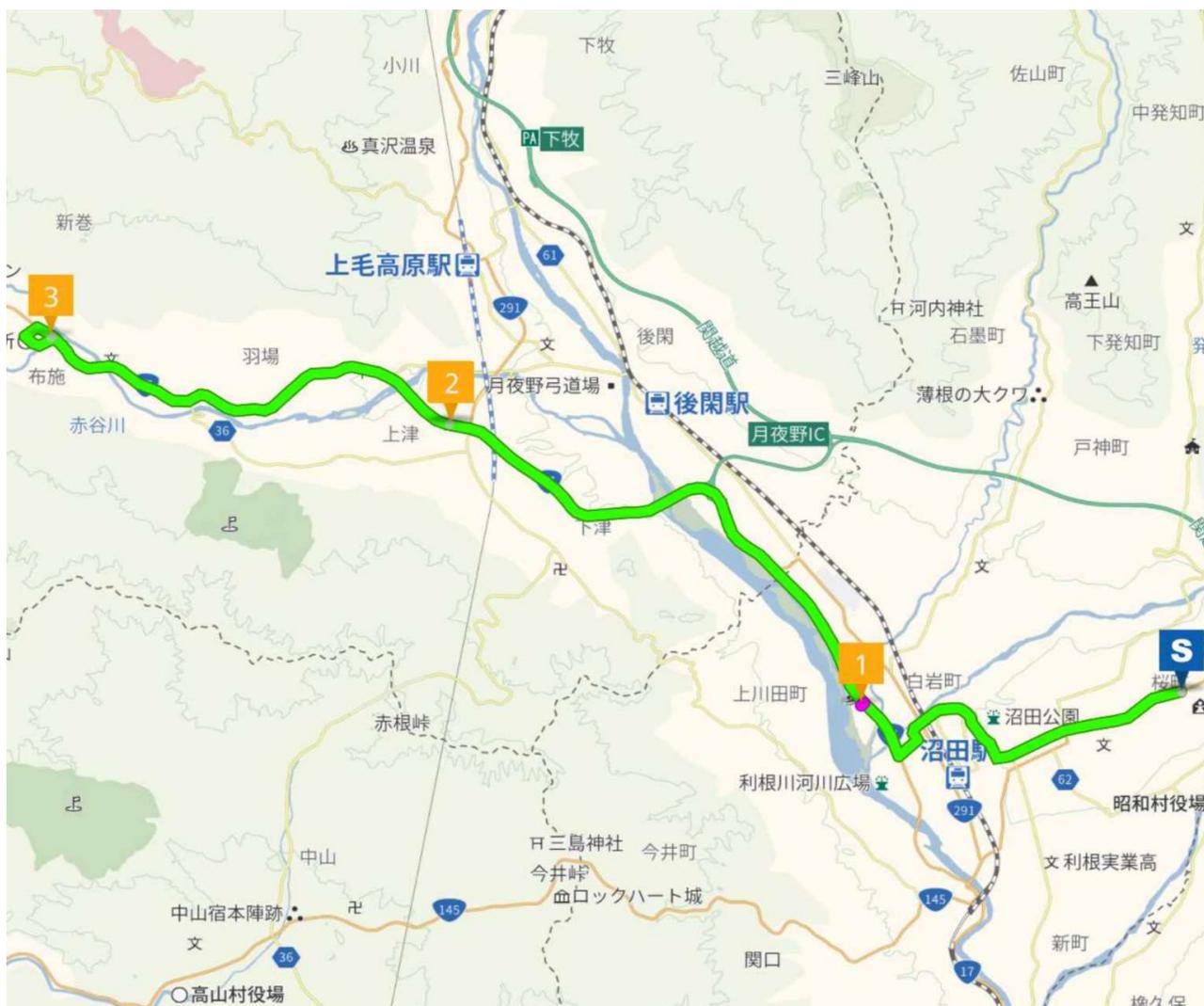
No. 基点	区間距離 (km)	積算距離 (km)	到着 予定時刻
沼田特別支援学校	0.0	0.0	15:10
1 後閑駅	8.2	8.2	15:25
2 中華たむら	1.5	9.7	15:30
3 セブンイレブンみなかみ上牧店	5.3	15.0	15:40
4 高日向下バス停	2.0	17.0	15:45
5 みなかみ町観光会館	3.5	20.5	15:55
沼田特別支援学校	20.4	40.9	16:40



④ 猿ヶ京便

下校

No. 基点	区間距離 (km)	積算距離 (km)	到着 予定時刻
沼田特別支援学校	0.0	0.0	15:10
1 沼田市運動公園	4.5	4.5	15:20
2 まるひろ農園	6.1	10.6	15:35
3 布施	6.4	17.0	15:45
沼田特別支援学校	22.0	44.8	16:20



令和 年 月 校外学習予定表

群馬県立沼田特別支援学校
0278-30-3030

No.	日 程	用 務	行 き 先	距離	備 考
1	月 日() 学校出発 時 分 学校帰着 時 分頃 記事	用務 乗車人数 (生徒) 人 (職員) 人 記事	施設 住所 高速 往き 道路 帰り 駐車	約 km	希望台数 マイロ 台 ワゴン 台 引率責任者 氏名 連絡先 電話番号
2	月 日() 学校出発 時 分 学校帰着 時 分頃 記事	用務 乗車人数 (生徒) 人 (職員) 人 記事	施設 住所 高速 往き 道路 帰り 駐車	約 km	希望台数 マイロ 台 ワゴン 台 引率責任者 氏名 連絡先 電話番号
3	月 日() 学校出発 時 分 学校帰着 時 分頃 記事	用務 乗車人数 (生徒) 人 (職員) 人 記事	施設 住所 高速 往き 道路 帰り 駐車	約 km	希望台数 マイロ 台 ワゴン 台 引率責任者 氏名 連絡先 電話番号
4	月 日() 学校出発 時 分 学校帰着 時 分頃 記事	用務 乗車人数 (生徒) 人 (職員) 人 記事	施設 住所 高速 往き 道路 帰り 駐車	約 km	希望台数 マイロ 台 ワゴン 台 引率責任者 氏名 連絡先 電話番号

※前月の25日までに受託者へ提出
※要項等がある場合は添付

経費内訳明細書

<様式>A車(宝くじ号)

単位:円

分類	項目	保険料	台数	金額	備考		
					備	考	
車両維持費	任意保険料	対物			0	無制限	
		対人			0	無制限	
		搭乗者				1名1000万円、1事故1000万円	
	小計				0		
	燃料代	内容	年間使用量	単価	金額	年間走行距離	燃費 km/L
		軽油			0		#DIV/0!
	小計				0		
	車両整備料	内容	単価	数量	金額	備考	
		車検代(基本料)			0	車検	
		車検整備料			0	点検整備・継続検査	
車検代行手数料				0			
自賠責保険料				0	別途請求		
重量税				0	別途請求		
印紙代等				0	別途請求		
法定定期点検				0			
その他部品・整備			0	メンテナンス、オイル交換、夏・冬タイヤ等			
小計				0			
車両維持費計				0			
人件費	内容	賃金等	数量	金額	備考		
	人件費				年間(月給、賞与、社会保険等)		
その他	その他の諸経費	内容	単価	数量	金額	備考	
		携帯電話			0	1台	
		諸経費					
	小計				0		
税抜き合計				0			
消費税				0			
税込合計				0			

(様式2)

令和 年 月 日

群馬県立沼田特別支援学校
校長 井草 昌之 様

(受託者)

印

車両管理責任者等通知書

委託業務等 スクールバス運行業務委託

上記の委託業務について車両管理責任者等を下記のとおり定めましたので、業務委託契約書第11条第1項及び仕様書第3条の規定に基づき、別紙経歴書を添えて通知します。

記

車両管理責任者 (氏名)

車両管理員 (氏名)

(氏名)

(氏名)

介助員 (氏名)

(氏名)

(氏名)

以上

校長	教頭	事務長	安全運転 管理者

スクールバス運行日報(車両管理確認日誌)

月 日 (曜)		車両 登録番号		管理員 氏名 (運転者)		体温 . °C アルコールチェック <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
運転時間	時 分から	業務終了キロ数		km		同乗者 氏名 (介助員)	体温 . °C		
		業務開始キロ数		km					
	時 分まで	走行キロ数		km					
		燃料給油量		リットル					
行先 (経由)		該当の口に チェック							
乗車人数	生徒児童	人	その他 乗車(介助 員を除く)	人	乗車の内訳	学 校	人	停車場	人
降車人数	生徒児童	人	その他 降車(介助 員を除く)	人	降車の内訳	学 校	人	停車場	人
備考 (特記事項)	生徒の車両内での様子等、学校引継ぎ事項を記載してください <input type="checkbox"/> 特記事項無し								

以下は必要があれば記入してください

前日の累計キロ数	km	車両に関する特記事項
本日の走行キロ数	km	
走行キロ数累計	km	

様式4

令和 年 月 日

群馬県立沼田特別支援学校

校長 井草 昌之 様

(受託者)

印

車両管理報告書 令和 年 月分

下記のとおり報告します。

記

車両登録番号	走行キロ数 合計	燃料給油 合計	燃費	修理状況	稼働日数
A車:宝くじ号 (群馬200さ2899)	km	ℓ	km/L		日
B車:ハイエース号 (群馬302せ2036)	km	ℓ	km/L		日
C車:ぐんまちゃん号 (群馬800せ8362)	km	ℓ	km/L		日
D車:ホワイト号 (群馬800せ8960)	km	ℓ	km/L		日
計	km 0	ℓ 0			日 0